

高年齢者雇用対策施策体系

主な取組の例

① 60歳代の雇用確保

- 65歳以上定年企業等の割合を2010年度までに50%
- 「70歳まで働ける企業」の割合を2010年度までに20%

- 65歳までの段階的な定年引上げ、継続雇用制度等の高年齢者雇用確保措置の義務化

(改正高年齢者雇用安定法を平成18年4月に施行)

- 「70歳まで働ける企業」の普及及び促進
(定年引上げ等奨励金の拡充等)

② 中高年齢者の再就職促進

- ハローワークにおける60歳以上就職件数を2006年度から2010年度までで70万件

- 募集・採用における年齢制限の禁止を義務化

(改正雇用対策法を平成19年10月に施行)

- 募集・採用時の上限年齢設定理由の明示を義務化

(改正高年齢者雇用安定法を平成16年12月に施行)

③ 多様な就業・社会参加の促進

- シルバー人材センターの会員数を2010年度までに100万人

- シルバー人材センター事業による多様な就業機会の確保の促進